　　相馬市　　御中

同　意　書

　私が加害者（　　　　　　　　）に対して有する損害賠償請求権は、法令（注1）により、相馬市が保険給付の限度において取得することになります。

　つきましては、相馬市（注2）が損害賠償額の支払の請求を加害者の加入する損害保険会社等に行う際、請求書一式に当該保険給付に係る診療報酬明細書の写しを添付することに同意します。

　なお、私が損害保険会社等へ自動車損害賠償責任保険への請求をし、保険金等を受領したときは、相馬市は受領金額並びにその内訳等の各種情報について照会を行い、損害保険会社等からその照会内容について情報提供を受けること、相馬市が医療機関に対して事故による診療に関する内容の照会を行い、医療機関から情報提供を受けることに同意します。

　あわせて、次の事項を守ることを誓約します。

１　加害者（保険会社・共済団体）と示談を行おうとする場合は必ず事前にその内容を申し出ること。

２　加害者（保険会社・共済団体）に白紙委任状を渡さないこと。

３　加害者（保険会社・共済団体）から金品を受けたときは、受領日、内容、金額をもれなく、すみやかに届出ること。

４　治療が完了した場合には、治療完了日を報告すること。

　　　年　　　月　　　日

　　　　届出者（被保険者）

　 住　所

　 氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（注1）根拠法令は国民健康保険法第64条1項です。

（注2）国民健康保険法第64条3項の規定に基づき、損害賠償金の徴収または収納の事務を委託されている国民健康保険団体連合会を含みます。